

有水中学校の校則（令和5年度改訂版）

～ 充実した学校生活のために・良識ある社会人になるために ～

1 服装・容儀について

- (1) 制服は学校指定のものとし、胸に学校名と氏名が刺しゅうしてあること。
ズボンの長さは、シューズのラインより短いものとする。(裾の踏みつけ防止)
セーラーの上着の長さは、両手を上げた時に下着が見えない程度とし、スカートの丈は膝がかくれる程度とする。
- (2) ベルトの色は、黒か濃い茶系統のもので飾りのついてないものとする。幅は3センチ程度とする。
- (3) 通学靴・上履き・体育館シューズ・ジャージ・帽子は学校指定のものとする。
- (4) 儀式の時や公の場に出るときはホックをとめる。
- (5) 下着は、白を基調とする。
- (6) 制服着用時の体育着(半袖シャツ)の着用は認めない。(黒系のスパッツ等は可)
- (7) 靴下は白色又は紺とし、ワンポイントやライン入り、極端に長いものや短いもの(スニーカーソックス等)は認めない。

〈冬季の防寒着について〉

- (8) 制服の下に派手でないロングTシャツ・セーター・トレーナー(白黒紺茶系系統)を着用してもよい。ただし、Vネック、丸首のものとし、ハイネック、フード付き、襟付き、柄物等は認めない。
- (9) タイツは黒色とする。
- (10) コート、マフラーは着用しない。手袋やネックウォーマーは派手でないもの(白黒紺茶系系統)とし、校舎内では使用しない。
登下校時には、派手でない(白黒紺茶系系統)ものや部活動で使用しているウインドブレーカーやジャージを着用してもよい。

〈頭髪について〉

- (11) 頭髪は、清潔で中学生らしい髪型とし、次の通りとする。
 - ◎ 染色、脱色、パーマ・カール、そり込み、整髪料、一部だけ伸ばすこと等。
 - ◎ 眉毛には手を加えないこと。
 - ◎ 前髪は、眉毛にかからないようにする。眉の形が分かる長さとする。
 - ◎ 顔が隠れたり、肩にかかる生徒は、頭の後ろで一つ結びか二つ結びにする。
 - ◎ ゴムは、黒・濃紺・茶(暗色)とする。ただし、頭髪が短い等の理由で髪が結べない場合は、担任と相談の上、使用を許可する。

2 自転車について

- (1) 並進、二人乗り、無灯火、傘さし運転をしない。
- (2) 交通事故に十分注意し、交通事故を自分から防ぐように心がける。
(10号線付近を走行する際には十分気をつける)
- (3) 登下校、部活動及び学校行事で自転車に乗る場合は、学校指定ヘルメットを必ず着用する。

- (4) 自転車通学生については次の通りとし、必ず自転車許可申請書を提出する。
- ① 道路交通法及び規則の守れない生徒は自転車通学を停止する。(繰り返す場合は取り消しとする)
 - ② 自転車は次の条件を満たすこと。
 - ※ 危険なものや改造ハンドル等でない。
 - ※ 前かご・荷台がついている。
 - ③ 自転車の整備を定期的に行う。(ブレーキ、ライト、ベル、タイヤ、空気圧等)
 - ④ 盗難防止のため、防犯登録をし、必ず二重ロックをする。
- (5) 校内では自転車に乗らない。押して移動すること。
- (6) 自転車保険に加入していること。

3 校内生活について

- (1) 自分のものには全て名前を記入する。
- (2) 校外への外出は、原則禁止。必要があるときは、学級担任に相談すること。
- (3) 雑誌、トランプ、食物類、危険物、携帯電話、プリクラ等、学習に関係のないものは持ってこない。
 - ※ 土曜日・日曜日、長期休業中に活動する場合及び部活動(校外における活動も含む)においても同様とする。
- (4) 校内の公共物を破損した時は、自分から学級担任に報告する。
- (5) 貴重品は学校に持ってこない。検定等の必要なお金は、登校後すぐに学級担任に預ける。
- (6) 所持品の紛失等があった場合は、すぐに学級担任に報告する。
- (7) 使用するリップクリームは、薬用リップクリームのみとする。(無色)
- (8) リップクリーム、また、日々生活に使用されると予想される物(クシ等)については、胸ポケットには入れない。(鞆に入れる)
- (9) 制汗剤等については、無香料のものとする。
- (10) 冬季の携帯用カイロの使用を認めるが、外には出さず、必ず持ち帰り処分する。
- (11) 紙マスク(使い捨て)は必ず持ち帰り処分する。
- (12) 日焼け止めクリームは、無色・無香料のものとする。
- (13) 生徒の公衆電話の使用は放課後のみとする。

4 校外生活について

- (1) 校区外及び校区内でも、ルール・マナーを意識した行動をとること。公的な場(学校を含む)等に行く場合は、制服を着用する。近所への外出の際も中学生らしい服装を心がける。
- (2) 遊技場(ゲームセンター等)、インターネットカフェ、飲食店、カラオケボックスへの出入りは保護者同伴のみとする。
- (3) 危険な遊び(火遊び、エアガン、河川での遊泳、ボートを使った釣り等)は禁止する。
- (4) アルバイト(新聞配達等)については学校に報告する。